

当院における輸血療法についての方針のお知らせ

宗教上の信念により輸血を拒否される方へ

公立学校共済組合東海中央病院では、「宗教上の信念による輸血拒否」について、ご本人の人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重いたします。

我々医療者は、できる限り輸血に代わる代替療法を用いて治療を行い、輸血を回避するように努力いたします。しかし、患者さんの生命に危機が及び、輸血を行うことによって死亡の危険が回避できる可能性があると判断した場合には、患者さんからの同意を得ることなく輸血を行います。

輸血を拒否される患者さんに対しても、輸血をせざるを得ないと判断した場合には輸血を実施する立場を当院はとらせていただきます（いわゆる「相対的無輸血」）。

患者さん側が「絶対的無輸血」に関する「免責証書」等を提示されても当院は、同意及び署名をいたしません。

当院では、この「相対的無輸血」の立場で診療を行っておりますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

自己決定が可能な患者さん、患者さんの保護者、又は代理人の方に対しては、当院の方針を十分に説明しご理解を得るよう努力しますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、転医を勧めます。

相対的無輸血についての説明を受けた上で当院での治療を選択された場合には、輸血が生命の維持に必要な場合には救命を第一とし、輸血の同意・署名が得られなくても、意識の有無、年齢に関わらず輸血を実施させていただきます。

救急搬送された場合、手術時の予期せぬ大量出血、院内での予期せぬ急変など時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が不可能で、輸血が救命に必要であると医学的に判断した場合には緊急避難的に輸血を行います。

2023/05/23 東海中央病院 病院長
倫理審査委員会
医療の質・安全管理委員会